

(別紙)

## 「国内資源活用肥料の利用拡大支援」における交付の条件

対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

### 1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

(1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)の施行日(令和5年7月12日)までの間に設定したことを証明できること。

(2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

### 2 農業者が負担する金額及び交付を受ける金額

(1) 対象事業者が対象肥料を1の条件を満たす価格から交付単価である200円/20kg分を控除して販売する場合にあつては、対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である200円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(2) 対象事業者が対象肥料を1の条件を満たす価格で販売し、販売する農業者ごとに対象肥料の販売量に交付単価である200円/20kgを乗じた金額を振込等により交付する場合にあつては、対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が領収書又は請求書により、対象事業者から農業者に交付される金額が当該交付を証する書類により確認できること。

(以上)